

<報道発表資料>

令和5年6月3日 10時30分発表

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害 にかかると災害救助法の適用について

埼玉県は、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により、県内市町において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要としているため、災害救助法を適用します。

1 適用市町

草加市、越谷市、北葛飾郡松伏町

2 法適用日

令和5年6月2日

3 適用基準

災害救助法施行令第1条第1項第4号

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準（災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること）に該当すること。

（参考）災害救助法について

災害救助法は、災害に対して、国が地方公共団体や国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために制定されたものです。

この法律が適用されると、被災者の救助に要する費用は、都道府県が支払うこととなります。（その一部については、国が負担することとなります。）

救助の種類は、避難所の設置、食料・飲料水の供給、土石等の障害物の除去などです。